

平成29年9月中川村議会定例会議事日程（第3号）

平成29年9月21日（木） 午後2時00分 開議

- 日程第1 議案第19号 中川村教育長の任命について
- 日程第2 議案第6号 平成28年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第7号 平成28年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第8号 平成28年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第9号 平成28年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第10号 平成28年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第11号 平成28年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第12号 平成28年度中川村水道事業会計決算認定について
- 日程第9 請願第4号 核兵器禁止条約に日本政府も参加することを求める意見書提出の請願
- 日程第10 陳情第8号 オスプレイの日米共同作戦参加中止および飛行全面停止、沖縄配備撤回を求める陳情
- 日程第11 陳情第9号 アメリカ追従の軍事圧力路線を正し不戦の対話外交と国会決議を求める陳情
- 日程第12 陳情第10号 廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書の採択を求める陳情書
- 日程第13 発議第1号 廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第2号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書の提出について
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

平成29年9月中川村議会定例会議事日程（第3号追加1）

平成29年9月21日（木） 午後2時00分 開議

- 追加日程第1 発議第3号 核兵器禁止条約に日本政府も参加することを求める意見書の提出について

出席議員（10名）

1番 高橋 昭夫
2番 飯島 寛
3番 松澤 文昭
4番 鈴木 絹子
5番 中塚 礼次郎
6番 柳生 仁
7番 小池 厚
8番 大原 孝芳
9番 村田 豊
10番 山崎 啓造

説明のために参加した者

村長	宮下 健彦	副村長	富永 和夫
教育長	下平 達朗	総務課長	米山 正克
会計管理者	半崎 節子	住民税務課長	井原 伸子
保健福祉課長	中平 仁司	振興課長	松村 恵介
建設水道課長	小林 好彦	教育次長	松澤 広志
代表監査委員	鈴木 信		

職務のために参加した者

議会事務局長 菅 沼 元 臣
書 記 座光寺 てるこ

平成29年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成29年9月21日 午後2時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）着席ください。（一同着席）
- 議長 ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここでお願いいたします。下平教育長には退席をお願いいたします。
〔教育長 下平達朗君 退場〕
- 議長 日程第1 議案第19号 中川村教育長の任命についてを議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 提案理由の説明を求めます。
- 村長 ただいま朗読をいただきました議案第19号につきまして提案理由を申し上げます。
平成25年10月1日から4年間、村の教育行政の事務方の責任者としてお務めをいただきました下平教育長の任期が9月末日をもちまして満了となります。この間のお働きにつきましては、村の子ども育成推進会議における保育園、小学校、中学校の間の職員の皆さんとの連携の強化を初め、社会教育、学校教育を問わず村の教育行政の進展のためにご尽力をいただきました。このたび任期満了となるわけでありませけれども、経験を生かして引き続きご活躍いただきため下平達朗さんを新しい教育長として任命いたしたく提案を申し上げます。
改めてご紹介をいたします。
氏名は下平達朗。
生年月日、住所は議案書に記載のとおりでございます。
下平達朗さんは、伊那北高等学校から信州大学教育学部に学び、卒業と同時に岡谷市立新明小学校を振り出しにし、長野県義務教育教員一筋に勤めてこられました。駒ヶ根市立赤穂南小学校長を教員生活の最後に退職をされ、中川村社会教育指導員、そして中川村教育長を1期4年間務めてこられたものであります。
学校教育はもとより、社会教育も含めて教育行政全般に精通をしていらっしゃいます。温厚なお人柄で教育現場や行政面にも精通をされております。そういう意味で教育長として最適な方と考えておるところであります。
議員各位にはご同意を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 議長 説明を終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
なお、この採決は起立によって行います。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。したがって、議案第 19 号は同意することに決定しました。
下平教育長、入場をお願いします。
〔教育長 下平達朗君 入場〕

○議長 日程第 2 議案第 6 号
日程第 2 議案第 6 号 平成 28 年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
を議題とします。
本件は、去る 11 日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。
決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長 それでは私のほうから決算特別委員会の報告を申し上げます。
9 月 11 日の本会議において決算特別委員会に付託されました議案第 6 号 平成 28 年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、9 月 13 日 14 日 15 日及び 19 日の 4 日間にわたり役場第 1・第 2 委員会室において委員全員の出席のもと、担当課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。
審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。
審査の過程で出された主な質疑応答については次のとおりです。
総務課庶務係では、「公用車とリースの考え方は。」に対して「基本的には買い取り、事業によって当初はリースでその後買い取るか返すかを判断する。」また「臨時職員の数はどれくらいか。」の質問に対しては「臨時職員の数は 147 人で、うち常勤の職員は 50 人です。」との回答です。
また、財政係では、「地方公会計財務書類作成委託料が 27 年度と比較して減っている理由は。」に対して「固定資産台帳の作成が 27 年度で済んだため。」とのことです。
企画広報係では「空き家対策のかかわり方は。」に対して「台帳を整備し、関係するかに提供し、追跡調査を実施している。」また「日本で最も美しい村連合加盟の成果は。」に対しては「数字での評価は難しいが、連合としてのイメージは大きいものがあると感じている。」また「村では専門の結婚相談員を配置して本格的に婚活を進める考えはないか。」に対しては「東京の大手結婚相談所と連携して事業を進めており、成果が出つつあると感じている。専門職は、現状の職員体制の中では難しい。」との答えでした。

交通防災係では、「28 年度カーブミラーの設置はあったか。」に対して「村では 28 年度は購入していない。設置については地区あるいは安協支部長からの申請となるが、地区境など不明確な部分の申請が課題である。」また「木造住宅が耐震診断後の改築実態は。」に対しては「耐震診断を 28 年度に 5 件実施したが、改修までには至っていない。」との回答でした。

住民税務課関係です。税務係では、「県税徴収対策室への移管金額が昨年度より増えている理油は。」に対しては「編入分を含めた記載方法に変わったため。」との回答です。また「太陽光発電施設敷地の課税上のトラブルはないか。」に対しては「特段トラブルは発生していない。」との回答です。

生活環境係関係では、「最近犬の散歩時の分の始末のマナーが悪いと感じているが。」に対して「広報で周知したり、看板も設置した。折に触れ犬の飼い方の周知を行いたい。」とのことです。

振興課農政係関係です。「有害鳥獣の個体数調整が 27 年度と比較して大幅に減っている原因は。」に対して「捕獲頭数が減少したからだが、電気柵設置により鹿の出没頭数が減少したことも原因と思う。」さらに「囲いわなの猿捕獲の成果は。」に対しては「豊信合成南側の山林に設置したが実績はなかった。」「農家民宿解説等支援事業の今後の事業拡大予想は。」に対しては「現在の開設戸数は 18 戸。修学旅行生等の 28 年度受け入れ実績は 131 人。農家の自主収入にもつながり、村と関係ができる点で力を入れていきたい。」との答えです。「ファームサポート事業の継続性については。」に対して「現在の受け入れ農家は 9 戸。宿泊し寝食をともにすることが受け入れが進まない原因の一つと思われる。」との答えでした。

耕地林務係では、「森林づくり県民税の申請内容について。」「推進支援金には地域振興局ごとに予算枠があり、また県民税の市とは推進支援金以外にも森林整備など多岐にわたっている。」さらに「林地の移動は把握しているか。」に対しては「所有者が変われば届け出る届け出制となっていて、周知をしているが届け出は進んでいない。」との回答です。

商工観光係では、「合宿誘致補助金の宣伝の仕方について。」「活用はリピーターが多い。広報に掲載したり、宿泊施設で PR していると思う。」また「獣肉加工施設の利用状況は。」に対しては「年間 100 頭ぐらいは加工していると思う。」

建設水道課関係です。

建設係では、「融雪・除雪関係費の中の待機料の金額は幾らくらいか。」に対して「50 万円くらい。」との回答です。「美しい村づくり条例第 6 条による届け出の中にある太陽光パネルの設置は何件あるか。」に対しては「太陽光パネルの届け出はない。」との答えでした。また「工事延長など工期が長いと感じることがあるが原因として考えることは。」に対しては「測量設計が伸び用地交渉に時間がかかってしまったためなどが考えられる。結果として工事の開始が遅くなってしまった。」

国土調査係では、「調査地区で所有権移転等が生じたものの把握ができるか。」に対しては「調査地区内の土地の移動は法務局から税務係へ送付される登記済通知書によ

り確認する。」、「振興課の地図情報システムとか連動するのか。」に対しては「税務係の土地情報システムで一元化する。」との回答です。

水道係関係では、合併浄化槽の補助について質問がありまして「平均的な家族構成ではそれほど違いはないと考えており、難しいものがある。」との答えでした。

教育委員会関係。

総務学校係では、「学校給食に村内農産物はどのくらい利用されているのか。」に対して「野菜に関しては、地元でとれるものは極力地元で賄う努力をしている。」、「不登校と長期不登校の状況は。」に対しては「28年度、各校でないとは言えない。家庭訪問などにより保護者と連携をとり1週間に一度は登校してもらうなど、長期不登校にならない手立てを講じている。」、「特別支援学級の状況は。」に対しては「合計で16人。知的障害とそれ以外の事情障でクラス分けをしている。」とのことです。「給食が制限されるアレルギー体質の子どもはどのくらいいるのか。」に対しては「30人ほどいる。」との答えでした。

社会教育係では、「テニスコートの存続について検討がされているか。」に対して「ある程度損傷しているが様子を見ている現状である。現時点ではほかの利用は考えていない。」とのことです。社会体育館の夏期合宿について「他の団体で使用の予約がとりにくいと聞くが。」に対しては「7月末から旧盆が集中するけれども平日昼間の使用がないので受け入れている。使用の優先順位は村内の団体が優先。」とのことです。また、文化財管理について「文化財を認識させる取り組みについてどう考えているか。」に対しては「草刈り等で現状維持を図っているが、地元で管理することで地区の文化財を認識し守っていくという考え方を定着させることが大事と考える。」。

以上、報告とします。

よろしく願いをいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

なお、これから行う各決算の採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議 長 全員起立です。したがって、議案第6号は認定することに決定しました。

日程第3 議案第7号 平成28年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第8号 平成28年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第9号 平成28年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本件は、去る11日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。

決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長 それでは特別委員会の報告をいたします。

9月11日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第7号 平成28年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第8号 平成28年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第9号 平成28年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、9月14日、役場第1・第2委員会室において委員全員の出席のもと、担当課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な質疑応答は次のとおりです。

国民健康保険事業特別会計について「保険事業の特定健康診査で医師の問診を受けない傾向があると思うが、どうか。」に対しては「医師の問診は重要なので、そうした声があることを委託業者に伝えて改善をしていただくようお願いをしていきたい。」。

後期高齢者医療特別会計について「1人当たりの医療費の状況はどうなっているか。」に対して「県全体でも以前は低かったが少しずつ増えてきている。」。

以上です。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第7号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]
 全員起立です。したがって、議案第7号は認定することに決定しました。
 次に議案第8号の採決を行います。
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]
 全員起立です。したがって、議案第8号は認定することに決定しました。
 次に議案第9号の採決を行います。
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]
 全員起立です。したがって、議案第9号は認定することに決定しました。
 日程第6 議案第10号 平成28年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第7 議案第11号 平成28年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。
 本件は、去る11日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。
 決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長 それでは報告申し上げます。
 9月11日の本会議において決算特別委員会に付託されました議案第10号 平成28年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第11号 平成28年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月15日、役場第1・第2委員会室において委員全員の出席のもと、担当課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。
 審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。
 審査の過程では、特に質疑はございませんでした。
 以上です。
 審議のほどよろしく願います。

○議 長 委員長報告を終わりました。
 これから委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑ありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]
 討論なしと認めます。

これから採決を行います。
 まず議案第10号の採決を行います。
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]
 全員起立です。したがって、議案第10号は認定することに決定しました。
 次に議案第11号の採決を行います。
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]
 全員起立です。したがって、議案第11号は認定することに決定しました。
 日程第8 議案第12号 平成28年度中川村水道事業会計決算認定について
 を議題とします。
 本件は、去る11日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。
 決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長 それでは報告をいたします。
 9月11日の本会議において決算特別委員会に付託されました議案第12号 平成28年度中川村水道事業会計決算認定について、9月の15日、役場第1・第2委員会室において委員全員出席のもと、担当課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。
 審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。
 審査の過程で出された主な質疑応答は次のとおりです。
 「牧ヶ原水源の深井戸ポンプ取りかえは水中ポンプがだめになったのか。」という質問に対して「落雷により水中ポンプが故障をしてしまった。」との回答でした。
 以上です。
 審議のほどよろしく願います。

○議 長 委員長報告を終わりました。
 これから委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑ありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]
 討論なしと認めます。
 これから議案第12号の採決を行います。
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]

○議 長 全員起立です。したがって、議案第 12 号は認定することに決定しました。

日程第 9 請願第 4 号 核兵器禁止条約に日本政府も参加することを求める意見書提出の請願

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは請願審査報告をいたします。

去る 9 月の 11 日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました請願、受理番号 4 号、核兵器禁止条約に日本政府も参加することを求める意見書提出の請願についての審査を 9 月 13 日、役場第 1 委員会室におきまして委員 5 名出席のもと慎重に実施をいたしました。

審査の結果は、委員 4 名全員の反対により不採択です。

この請願の趣旨は、4 月 7 日、国連本部において核兵器禁止条約が交渉に参加した圧倒的多数の 122 カ国の賛成で採択され、国連加盟国の 6 割以上の国々が核兵器の使用のみならず核兵器による威嚇をも国際的に違法であると結論づけました。長年にわたる被爆者や志を同じくする人々の活動が実を結び、核兵器のない世界の実現に向けた歴史的な一歩が刻まれました。しかし、残念なことに唯一の被爆国であり核兵器廃絶の先頭に立たなければならないはずの日本政府は、交渉会議に参加せず、条約にも反対の立場をとりました。核兵器廃絶を願う被爆者の切なる願い、被爆者を初め放射線被害に苦しむ世界の人々を失望させました。日本政府は、唯一の被爆国として核保有国に対し核兵器禁止条約を批准するよう積極的な平和外交を進めることができる最も発言力のある国です。核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて、まずは日本政府が核兵器禁止条約に参加し、率先して批准すべきであり、核兵器禁止条約に日本政府も参加するよう求めるというものであります。

審査の過程で出された内容について報告をいたします。

「理想論ではそうありたいと思うが、日本政府が参加できない要因がある。被爆国である日本はアメリカの核の抑止力に守られている。条約に参加してしまえば日米安保にも矛盾してしまう。核保有国が参加していない中では、一步一步核軍縮を進めていくべきだ。」「日本が今回の核兵器禁止条約に反対なのは、現実問題として核の傘の下に入っているから。政府は核保有国と非保有国が一緒になって参加しなければ反対という立場をとっている。アメリカに配慮しただけでなく、日本の立場を堅持したものだ。」「北朝鮮は核保有国である現状から、核の配下にある日本が被爆国だから核に反対しようねという問題ではない。現実はずっとせっぱ詰っている。北朝鮮は聞く耳を持たない。したがって、この請願は何の意味も持たない。日本の専守防衛と日米安保、自国防衛の基本である。現在の状況から反対である。」といったことが出されました。

以上、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○ 9 番 (村田 豊) 委員長報告がありました。審査の過程の中で 1 行目からずつと行きますと 4 行目のところに、3 行目から「日本が今回核兵器禁止条約に反対なのは」というふうになっていますけど、私が発言をした内容は「参加ができないのは」ということを発言したわけなので、そのように訂正をしてもらえるかどうか。

○議 長 委員長、どうでしょう。

○総務経済委員長 幾度も記録のテープを聞き直して原稿にしたわけですが、ちょっと再度確認をしたいと思います。前もってちょっとこれを配ってあったんで、訂正の箇所があれば直さなければと思っていましたが、本会議が始まる前に訂正ということがなかったんで今報告したってということですが、発言者がそういうことでありますので、間違いなにかというふうに思いますが、私が録音テープを聞き間違えたというふうに思います。訂正をいたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

まず原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に反対者の発言を許します。

○ 3 番 (松澤 文昭) 人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連加盟国の約 3 分の 2 に当たる 122 カ国の賛成で採択されました。唯一の戦争被爆国として核なく世界への動きを主導すべき日本が核兵器禁止条約の決議案に棄権をしました。日本は、核保有国と非核保有国の橋渡し役を自任してきたが、これでは日本の役割は果たせないというふうに考えます。核兵器と非核兵器国の対立が深いなら、なおのこと日本は決議案に棄権すべきではなかったと考えます。棄権しておいて今後果たし役を果たすと言っても説得力を持つのか疑問視されます。被爆国として究極的に核廃絶を目指しながら核兵器禁止条約の具体的な動きに反対する日本の姿勢はわかりにくく、国際社会の疑念を招きかねないと考え、原案について賛成をします。

○議 長 反対の討論ですか。

○ いや、賛成討論。

○議 長 反対者の討論を求めます。

○ あ、そう。すみません。失礼しました。

○ 6 番 (柳生 仁) 私は、この原案に反対の立場で討論いたします。

国際化社会では 1970 年に核拡散防止条約が決まりまして核軍縮を進めようということできたわけでありませうけども、そうした中で、いまだに核軍縮は進んでおりません。その一つが核保有国による核軍縮ができないことと、もう一つが違法国への不拡散がなかなかとまりにくいついていうこと、3 つ目が問題でありまして、日本は原子力平和利用っていうことでまだまだ原子力が十分保有しておりまして、これがなくなら

ない限りは日本が核兵器禁止条約に参加できないのではないかと、日本自身が原子力を持っておりますので、そういったことで、日本から原子力なくなってくれば核拡散防止条約に参加できるんじゃないかと、私はこんなように思っております。それでは判断が違うかもしれませんが、そうしたことで、原子力の平和利用がまだまだ続くうちは、日本はなかなか核拡散防止条約に参加できないと思っております。そういったことから、私は誰もが望む、世界から核兵器なくなることは私も望んでおりますし、世界から戦争がなくなることが一番望ましいわけでありますけれども、この禁止条約の中に北朝鮮が賛成に回っておることもちょっと私には疑問でありますので、この会議が言った難しい部分だと思っております。そうしたことから、私は、この請願には反対の立場で討論とします。

以上です。

○議 長 賛成者の発言を許します。

○7 番 (小池 厚) 私は、核兵器禁止条約に日本政府も参加することを求める意見書提出の請願に対する賛成の立場で討論に参加をいたします。

請願にもあるように、去る7月、国連での核兵器禁止条約の採択に日本政府が棄権していたことを知り、世界で唯一の被爆国の政府として世界に核兵器の廃絶を呼びかけなければならない立場にあるのに、心からがっかりをしました。

さらに、最近の北朝鮮の核開発をめぐるアメリカと北朝鮮との一連の押収にたいし、ただアメリカ政府の同盟国として制裁強化を確認するだけで、主権国家として国民の生命と安全を守るために直接対話や交渉を試みることを一切しないのを見るにつけ、今の政府には、一体どっちを見て政治や外交をしているのかと情けなくなります。

日米安保同盟はそれとして、今からでも遅くないので、この画期的な核兵器禁止条約の締結国に名を連ね、唯一の被爆国の政府として核兵器の全面禁止に向けて強いイニシアチブを発揮するよう求めるものです。

以上から本請願に賛成をいたします。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第4号 核兵器禁止条約に日本政府も参加することを求める意見書提出の請願、これが原案です。

この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。したがって、請願第4号は採択することと決定しました。

日程第10 陳情第8号 オスプレイの日米共同作戦参加中止および飛行全面停止、
沖縄配備撤回を求める陳情

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは陳情審査報告をいたします。

9月の11日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情、受理番号8号、オスプレイの日米共同作戦参加中止および飛行全面停止、沖縄配備撤回を求める陳情についての審査を、9月の13日、役場第1委員会室におきまして委員5名出席のもと慎重に実施をいたしました。

審査の結果は、委員4名全員の反対により不採択です。

この陳情の趣旨は、沖縄米軍普天間飛行場配備のオスプレイによる昨年末の名護市沿岸墜落大破と別の1機の胴体着陸に続き、去る5日にはオーストラリア東部沖で墜落事故が起きました。構造的欠陥と低空飛行への二重の不安が拭えない状況です。米軍は、いずれに事故に対しても原因究明を棚上げし、オーストラリア沖事故では2日後に飛行を再開いたしました。政府は、わずかに自粛要請をただけで、合理的な措置がとられているとして容認をしました。本土各地に及ぶ日米共同作戦にオスプレイの参加も容認、北海道の広域にわたるオスプレイの低空飛行訓練が開始されました。

力説、国民の命と暮らしを守るためにも、危険極まりないオスプレイの全面飛行停止、日米共同訓練の即時中止、沖縄配備の撤回を求めるというものです。

審査の過程で出された内容について報告をいたします。

「オスプレイは問題の発生が目立つが、大量な兵器や人員を運ぶ上で必要とされており、日米安保がある中で日本の防衛はしてほしい。」「オスプレイにかこつけて一方的な判断での言い分と思う。しかし、地位協定の見直しは必要だ。」「根拠もなくオスプレイの飛行訓練の全面禁止、日米共同作戦中止はどうかと思う。政府もリスクは高いことは承知している。言われているような一方的な理由によって議論はできない。」「日本政府は腰抜けだと言っているが、政府としては、言うべきことは言っている。アメリカからは安全が保障されており、日本の防衛を考えたときには、この考えは受け入れられない。日本も来年にはオスプレイを購入することになっている。」といったことが出されました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に賛成者の発言を許します。

次に原案の反対者の発言を許します。

○4 番 (鈴木 絹子) オスプレイは2012年に沖縄普天間に配置されました。「佐賀空港に

移転し、沖縄の負担軽減を図るといっても24機のうち6機です。」と陳情書にも書いてあるとおりです。沖縄県民初め多くの反対の声があっても、事故が発生して原因究明がされなくても日本の空を飛びまわっています。しかし、オスプレイは紛れもなく軍用機です。アメリカでは未亡人製造機という汚名がついていると言われています。性能がよいとは何をもって言うのか、目的はあくまで軍用であるということです。いつ落ちるかわからない危険性の高い軍用機であるオスプレイが日本各地に及ぶ日米共同作戦に参加すること、この上伊那の空はもちろんのこと、日本の空を飛ぶことにも反対します。

日々基地に囲まれて安心して暮らすことを脅かされている沖縄の現状も看過できません。

国民の命と暮らしを守る一点で考えるならば当然の陳情と考えます。

以上、賛成討論とします。

○議 長 ほかに討論……。

○3 番 (松澤 文昭) オスプレイの飛行について墜落事故による安全性に対する不安が懸念をされております。

しかし、安全性とは何だろうかを考えると、絶対に墜落しないということだとすれば、そんなへりは世の中には存在をしないわけです。リスクは総体的な問題なのに絶対的な安全であるゼロリスクを求めている。

そもそもオスプレイは、2007年に配備されてからの事故率は10万時間当たり1.03回、今使用されているヘリコプターCH53Dの4.15回より低いとの統計が示されております。したがって、オスプレイの事故率は総体的なリスクにおいては低いヘリであるということが言えると思います。

しかも、通常ヘリとオスプレイを比較するとヘリより多くの荷物を運べる、ヘリより速く飛べる、ヘリより長く遠くへ飛べる、空中給油が可能、飛行時間の騒音がヘリに比較すると少ない等の利点があり、大規模災害の災害救助、物資輸送に威力を発揮すると考え、原案に反対をします。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第8号 オスプレイの日米共同作戦参加中止および飛行全面停止、沖縄配備撤回を求める陳情、これが原案です。

この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成少数です。したがって、陳情第8号は不採択とすることに決定しました。

日程第11 陳情第9号 アメリカ追隨の軍事圧力路線を正し不戦の対話外交と国

会決議を求める陳情

を議題とします。

○総務経済委員長 本件は総務経済委員会に付託してあります。総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。それでは陳情審査報告をいたします。

9月の11日、本会議において総務経済委員会に付託されました陳情、受理番号9号、アメリカ追隨の軍事圧力路線を正し不戦の対話外交と国会決議を求める陳情についての審査を、9月の13日、役場第1委員会室におきまして委員5名出席のもと慎重に実施をいたしました。

審査の結果は、委員全員の反対により不採択であります。

この陳情の趣旨は、北朝鮮の核実験と数次にわたる弾道ミサイル発射実験、米朝の避難の押収がエスカレートする情勢は軍事衝突も懸念される悪循環に陥っています。ただ、国民と世界の人々の願いは軍事衝突による戦争は絶対してはならないということの一点にあり、戦争はしない、させないというかたい決意を共有するためにも、国民レベルの対話による平和的解決を目指す国会の決議が不可欠というものであります。審査の過程で出された内容について報告をいたします。

「誰もが不戦は望んでいる。今の世界情勢の中では、アメリカの抑止力を頼らざるを得ない。最悪の対応を考えると、不戦の対話外交のみという偏った考えには反対である。」「国防の基本は日米安保と専守防衛にある。独善的な考えはどうかと思う。現状では考えられない。」「日米安保を否定するのであれば、ほかにどのような方法があるのか。日本の国はアメリカに守ってもらえない。それがだめなら核を持つしかない。しかし、日本には非核三原則がある。」といったことが出されました。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に賛成者の発言を許します。

次に原案の反対者の発言を許します。

○8 番 (大原 孝芳) 今回の陳情は、今委員長のほうから説明がありましたように、北朝鮮の圧力に対して対話で、つまり戦争をしない、させないという、そういったかたい決意で接していくということが大事であるという陳情でございます。

私は、今回の一般質問でもJアラートについて質問いたしました。つまり、今委員会の中で出た意見の中にも、強行的に専守防衛あるいは最終、最悪の場合は戦争も辞さないような、そんなような意見も出ていましたが、皆さん戦争が起きるとどんなことは本当にわかって言っているんでしょうか。

私はほとんどが、私たちはほとんど戦後生まれでございます。アメリカがもし先に攻撃あるいは対抗してミサイルを撃ち落としたりした場合に、有事が起きれば真っ先に犠牲になるのはどこでしょうか。韓国あるいは、私は日本だと思います。アメリカは、必ずしや本土での決戦は必ずしません。日本あるいは韓国が防波堤になって最悪の事態になります。ぜひ、簡単にそういった戦争が起きそうなことは口にすべきでないし、そんなことを私たち議会が軽々いうべきではないと思います。

まず、どんなことがあっても戦争をしない、させないということが、中川村議会として村民を安全、生命を守るという責務からしても、必ずそういったことに対して外交で解決する、そういった熱意をもって接することが非常に大事かと思えます。よって、この陳情に対して賛成の意見とします。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

○3 番 (松澤 文昭) 先日の新聞報道にショッキングな記事が掲載をされていました。民主主義は望ましい体制と思うかどうかについてアジアの5カ国を対象とした世論調査で「非民主的な形態が存在しても構わない」との声が日本で約19%になるなど、民主主義に疑問を持つ層が欧米と同様アジアでも出始めているとの報道でした。朝鮮民主主義人民共和国、北朝鮮は、まさにこの非民主主義国家であり、独裁国家です。この北朝鮮による核実験、弾道ミサイルの発射実験が繰り返されています。これは、北朝鮮が軍事力を背景に外交交渉を優位に進めようとの主役が働いていると私は考えております。この問題を解決するためには、外交交渉による対話での問題解決しか私は方法はないとは考えておりますけれども、しかし、問題は北朝鮮がキム・ジョンウンによる独裁国家である点です。独裁国家と外交交渉で問題解決を図るためには、後ろ盾に軍事力がないと交渉にもならないし、有利な交渉もできないと考えます。北朝鮮問題は、外交交渉による対話での問題解決しか先ほど申しましたように解決方法はないわけですが、対話での問題解決を図るためにも背景に軍事力が必要だと考え、原案に反対をします。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第9号 アメリカ追隨の軍事圧力路線を正し不戦の対話外交と国会決議を求める陳情、これが原案です。

この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 賛成少数です。したがって、陳情第9号は不採択とすることに決定しました。

日程第12 陳情第10号 廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書の採択を求める陳情

書

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは陳情の審査結果についてご報告を申し上げます。

9月11日の本会議において厚生文教委員会に付託されました陳情、受付番号第10号、廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書の採択を求める陳情書について、9月13日、委員全員出席のもと慎重に審査をいたしました。

請願の趣旨は、事業者と産廃予定地にある既存施設の解体について話し合いをしてきたが、アスベスト含有建材等が見つかり一時中断をしていたが、最近少しずつ片づけを始めた。いまだ県へ正式には建設申請が上がっていないが、予断を許さない状況である。活動を始めて2年が経過したが、この放射性物質を含む廃棄物の最終処分場の建設は地域住民のみならず、広く下流域の住民が納得できる事業ではない。これまで県へ何度か働きを行ってきたが、我々の望む回答は得ていない。7月には宮田村議会が放射性廃棄物の受け入れにかかわる県独自の基準の確立を要望したが、前向きなコメントはなかった。豊かですぐれた環境や信州のイメージを現在及び将来にわたって享受できるようにするために、また、国を代表する河川の上流部に位置する地方自治体として環境保全、水質保全の責務を全うするため、以下の点を強く要請するというので、1、最終処分場の建設については地域住民の同意を得るよう、また、河川に近く地下水が高い場所においては下流域の住民からも同意を得るよう事業者に対して行政指導を行うこと、2、最終処分場の事業認可については住民の疑問、不安が解消されるか否かを見極めること、3、近年頻発する観測史上初の異常気象や数百年に一度の災害に備え、将来に不安を残さないよう強力な行政指導を行うこと、4、農業を強い農業、成長産業とするため、また観光産業も発展させるため、風評被害などが起きないように、あらゆることを想定し、将来への不安を残さないよう県として最大限の責務を果たすこと、5、以上のことに配慮し、必要があれば関係条例等を不断に見直し、県の自然環境と水資源（河川、地下水など）を将来にわたって継続的に守ること、という内容でございました。

審査の結果は、全員賛成で採択でした。

審査の過程で出された主な意見は、「あの場所に産廃施設をつくることが不適切だ。大勢の力で支援しなくてはいけない。」「中川村でも署名活動に参加した経緯があり、同じ思いで取り組むことが必要だ。」「伊南議会、上伊那広域でも同じ立場で取り組むよう要請すべきだ。」などという意見がございました。

○議 長 審査のほどよろしくお願ひいたします。

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり〕
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり〕
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 この陳情に対する委員長の報告は採択です。
 この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、陳情第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
 ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡します。

[午後3時03分 休憩]
 [午後3時18分 再開]

○議 長 会議を再開します。
 日程第13 発議第1号 廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書の提出について

を議題とします。
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○3 番 (松澤 文昭) 案文を朗読して提案理由とさせていただきます。
 廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書

私たちの信州は、豊かですぐれた自然環境や農環境、水資源に恵まれた地域であり、その恵みのもと、私たち信州人は自然と共生する社会を育んできました。

ふるさと回帰支援センターが行っている地方移住に関するアンケートでも近年長野県と山梨県が1位か2位で、自然環境がよいことが大きな理由となっており、これは県外者が長野県に持つイメージと考えることができます。そういった環境や水資源は、県民の幸せな生活を支えるだけでなく、信州の観光を支える重要な資源として、また、農産物に代表する産業製品の価値、さらには信州というイメージそのものに密接にかかわっているのです。

豊かですぐれた環境や信州のイメージを現在及び将来にわたって享受できるようにするため、また、国を代表する河川の上流部に位置する地方自治体として環境保全、水質保全の責務を全うするため、下記の点を強く要請します。

記

1、最終処分場の建設については地域住民の同意を得るよう、また、河川に近く地

下水が高い場所においては下流域の住民からも同意を得るよう事業者に対して行政指導を行うこと。

2、最終処分場の事業認可については住民の疑問、不安が解消されるか否かを見極めること。

3、農業を強い農業、成長産業とするため、また観光産業も発展させるため、風評被害などが起きないように、あらゆることを想定し、将来への不安を残さないよう県として最大限の責務を果たすこと。

4、以上のことを配慮し、必要があれば関係条例等を不断に見直し、県の自然環境と水資源(河川、地下水など)を将来にわたって継続的に守ること。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議 長 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり〕
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり〕
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第2号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書の提出について

を議題とします。
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○5 番 (中塚礼次郎) それでは朗読をもちまして趣旨説明といたします。
 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書

道路は日常の生活、経済、社会活動を支える基礎的な社会資本であり、また都市と地方の交流の基盤としても、その必要性はさらに大きくなっています。

当圏域においては、リニア中央新幹線と三遠南信自動車道という大規模な高速交通プロジェクトが進行しています。この高速交通インフラの整備効果を広く地域に波及させるためも広域的な幹線道路ネットワークの構築が喫緊の重要課題となっており、道路整備予算の拡充が必要です。

このような状況の中、現在、道路事業においては道路整備事業にかかわる国の財政上の特別措置に関する法律（以下道路財特法）の規定により地域高規格道路や交付金事業の補助率等がかさ上げされており、このかさ上げ規定が平成 29 年末までの時限措置となっています。地方創生等、活力ある地域社会をつくるため全力で取り組んでいるこの時期に補助率等が低減することは地方にとって死活問題です。地方の活力を低下させず、来年度以降も引き続き着実な道路整備の推進を進めるためにも、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については平成 30 年度以降も現行制度を維持することを強く要望します。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 委員会の閉会中の継続調査について

を議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長から、議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま鈴木絹子議員ほか 4 人から発議第 3 号が提出されました。これを日程に追加し追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第 3 号を日程に追加し追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 発議第 3 号 核兵器禁止条約に日本政府も参加することを求める意

見書の提出について

を議題とします。

朗読願ひます。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○4 番 (鈴木 絹子) 案文を朗読して趣旨説明とします。

核兵器禁止条約に日本政府も参加することを求める意見書

さきの大戦から 72 年が経過し戦争の風化が懸念される中で、遺族会や被爆者団体では戦争の悲惨さを伝える運動の世代継承が課題となっており、日本政府に対しても平和外交の維持や平和教育の重要性を訴え続けてきました。

ことし 7 月、国連本部において核兵器禁止条約が交渉に参加した圧倒的多数の国々の賛成で採択され、国連加盟国の 6 割以上の国々が核兵器の使用のみならず核兵器による威嚇をも国際的に違法であると結論づけました。長年にわたる被爆者や志を同じくする人々の活動が実を結び、核兵器のない世界の実現に向けた歴史的な一歩が刻まれました。

しかし、核兵器を保有する大国と核抑止力に依存する少数の国々は、交渉に参加することなく、採決にも加わりませんでした。唯一の被爆国であり、核兵器廃絶の先頭に立つべき日本政府も交渉会議に参加せず、採決も棄権し、被爆者を初め放射線被害に苦しむ世界の人々を失望させました。

日本政府は、唯一の被爆国の政府として核保有国に対し核兵器禁止条約を批准するよう積極的な平和外交を進めることができる最も発言力のある国です。核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて、まずは日本政府が核兵器禁止条約に参加すべきです。したがって、国連で採択された核兵器禁止条約に日本政府も参加するよう強く要請します。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。したがって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村 長 一言、閉会に当たりましてごあいさつを申し上げます。
長期間にわたる議会、大変お疲れさまでございました。
本議会に提出をいたしました18件の議案、すべて可決、承認をいただきました。改めてお礼を申し上げます。
また、本日提出をいたしました教育長の任命についての議案にご承認をいただきました。地方教育行政法の施行以来初の中川村教育長となる方が決まります。重責に必ずや応えていただけるものと期待するところであります。
今議会の開会に当たって朝鮮民主主義人民共和国の核実験と日本上空を超えるミサイル発射について非難をする発言をいたしました。同国は議会開会中の15日にも再びミサイルを発射をしております。圧倒的な国際世論を無視し、なお反しても各兵器とミサイル技術の完成に生き残りをかけるすさまじさにも驚くばかりでありますけれども、海を挟んで隣国の私たちは決して容認することができるものではありません。朝鮮半島の緊張状態の中で臨時国会が開会される模様です。森友学園への国有地の売却、加計学園の獣医学部認可の経過について議論がされるのかなというふうに思いきや、開会冒頭解散とのこと、臨時国会を召集し冒頭解散と、その時期について、大義はどこにあるのか、腑に落ちない、こう主張するマスコミも見られます。にわかにはせわしくなりそうであります。
私自身は、公約に掲げたことを丁寧に説明し村民のご意見をいただくこと、地域づくりについても皆さんと議論を重ね村づくり、地域づくりを進めることを表明してまいりました。25日から地区懇談会という形で村民の皆さんと話し合いを重ねてまいります。
今後も議員各位の厳しくも温かい目でご意見、ご提案をくださいますようお願いをいたしまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

○議 長 これですべての議案を閉じます。
以上で平成29年9月中川村議会定例会を閉会します。

○事務局長 ご苦労さまでございました。
ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時37分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____